

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（国土交通省）

制 度 名	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る特別償却制度の拡充・延長				
税 目	所得税				
要 望 の 内 容	<p>離島振興対策実施地域における、製造業、農林水産物等販売業及び旅館業の用に供する設備に係る特別償却制度を拡充の上、2年間延長する。 延長：・機械・装置 10/100(旅館業を除く)、建物・附属設備 6/100 拡充：・対象業種に情報サービス業等を追加 （情報サービス業等：有線放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、コールセンター） ・旅館業に係る過疎地域に類する地区の要件を廃止 （現行で過疎地域に類する地区の要件があるのは旅館業のみ）</p> <p>租税特別措置法第 12 条第 1 項の表の第 1 号ハ、同法施行令第 6 条の 3</p> <table border="1" data-bbox="874 840 1484 936"> <tr> <td data-bbox="874 840 1220 936">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1220 840 1484 936">▲3.1 百万円 （▲900 百万円の内数）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲3.1 百万円 （▲900 百万円の内数）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲3.1 百万円 （▲900 百万円の内数）				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 離島の振興は、離島振興法において、基礎条件の改善や産業振興等がその目的とされている他、海洋基本法においても、離島の保全が位置づけられ、海洋基本計画においては「地域における創意工夫をいかした定住・雇用促進等の施策を推進する必要がある。」と規定されている。一方で、離島は、定住人口の減少や高齢化の進行が著しく、離島の基幹産業である公共事業、農林水産業は低迷し、産業再生や雇用の確保が喫緊の課題となっている。 このため、離島において、地域の特性を生かした産業の育成を図り、地域の雇用創出を図るため、特別償却制度の拡充・延長を要望するものである。</p> <p>(2) 施策の必要性 離島は、我が国領域の最先端に位置して国境線を形成し、国土の約 12 倍、世界第 6 位となる広大な領域、排他的経済水域等の確保に寄与しており、離島に住民が居住し経済活動を行っていることにより、国境の管理という国家的役割をより一層効果的に果たしていくことが可能となる。 一方、このような離島の主な産業である農林水産業や建設業は低迷しており、他の産業についても、海による本土との隔絶性など他の地域にはない条件不利性から、一般的に地域間競争力が不利に働き、新たな産業が進展しにくい状況にある。また、これらのことから、雇用の確保・新たな雇用の創出が極めて厳しいものとなっている。 これらのことから、厳しい条件下にある中、離島地域の特性を最大限活かし、離島の産業の競争力を強化、雇用機会の確保、交流人口の拡大を図り、離島に将来にわたり安心・安全した暮らしに資するよう、現行の特別償却制度について、情報サービス業等の追加、旅館業に係る過疎地域に類する地区の廃止の拡充を行うとともに、延長する必要がある。</p>				

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> 離島振興法第19条「租税特別措置法の定めるところにより、離島振興対策実施地域の振興に必要な措置を講ずるものとする」 政策評価体系 <p>政策目標：10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備</p> <p>施策目標：42 離島等の振興を図る</p>
		政策の達成目標	<p>本土に比べて高い物価価格差の是正を行い、離島の活力を取り戻し、離島住民の生活の安定化を図ることにより、離島振興対策実施地域の人口減少傾向を改善する。</p> <p>離島振興対策実施地域の人口 H16:452千人→H23目標値:402千人 (H24目標値:395千人)※</p> <p>※()は、H23目標値と同様の考え方でH24目標値を推定した場合の値</p>
		租税特別措置の適用又は延長期間	平成23年4月1日から平成25年3月31日までの2年間
		同上の期間中の達成目標	<p>(2年延長を要望)</p> <p>本土に比べて高い物価価格差の是正を行い、離島の活力を取り戻し、離島住民の生活の安定化を図ることにより、離島振興対策実施地域の人口減少傾向を改善する。</p> <p>離島振興対策実施地域の人口 H16:452千人→H23目標値:402千人 (H24目標値:395千人)※</p> <p>※()は、H23目標値と同様の考え方でH24目標値を推定した場合の値</p>
		政策目標の達成状況	<p>これまでの当該措置等により、当初離島振興対策実施地域の人口をH19時点で430千人に抑制するとしていたところ、結果として436千人に抑制できた。</p> <p>以上のように、当該措置は離島地域の人口減少の底支えに寄与していると考えられる。</p> <p>このため、平成23年度の政策目標の達成のためには、引き続き当該措置が必要であると考ええる。</p> <p>離島振興対策地域の総人口 H16実績値:452千人 → H19実績値:436千人 (H19目標値:430千人)※</p> <p>※()は、H23目標値と同様の考え方で推定した場合の値</p>
		要望の措置の適用見込み	<p>適用見込み件数</p> <ul style="list-style-type: none"> H23 5件 H24 5件 <p>※法人税の分を含む</p>
有効性	有効性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>当該措置は、離島振興に必要な、離島地域全体の製造業、農林水産販売業、旅館業及び情報サービス業等を対象としているものであり、特定の者に偏っているものではない。</p> <p>特別償却を適用した企業によると、設備投資に当たって、携帯電話の部品製造のための工場を増設した結果、約80人の雇用が創出された事例もある。また、毎年政策チェックアップを行っており、政策評価目標についても、平成19年度実績からは当該措置が離島地域の人口減少の底支えに寄与していると考えられる。</p> <p>また、特に今回の拡充要求のうち情報サービス業等については、コールセンターをはじめとして、多くの雇用が発生すると見込まれ、地域の雇用や産業に与える影響は大きく、離島においても、そのニーズは高く、拡充の効果は大きいと考えられる。</p> <p>よって、当該措置は、企業の進出等において不利な条件を抱える離島地域への民間企業の立地等の促進に向けた有効かつ妥当な手段である。</p>

相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ・特別償却（法人税）（租税特別措置法第45条第1項の表の第1号ハ、第68条の27、同法施行令第28条の9、第39条の56） ・買換特例（所得税、法人税）（租税特別措置法第37条第1項の表の第9号、同法第37条の4、同法第65条の7第1項の表の第9号、同法第65条の9、同法施行令第25条第12項第2号二、同法施行令第39条の7第6項第2号二） 												
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>公共事業予算の一括計上 57,630 百万円</p> <p>離島体験滞在交流促進事業、離島振興対策調査費等 238 百万円 （平成22年度当初、国費）</p>												
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>離島振興に係る予算上の措置は、国、地方公共団体等が水産基盤、道路などの社会基盤を整備する公共事業や地域間交流の促進、人材育成等を支援する事業を行うものである。それに対して、税制特例は法人・個人を対象に、各種産業活動を活性化させるための優遇措置を設けるものである。</p> <p>よって、予算上の措置等とは性格が異なり、それを代替するものではなく、税制特例と公共事業等の予算上の措置が、離島振興法の下で総合的に補完し合いながら、離島地域の活性化を図るものである。</p>												
要望の措置の妥当性	<p>海で隔絶されているために交通、土地等の制約により他の条件不利地域の中でもさらに不利な状況下の離島において、各種産業活動を活性化させるため、法人や個人の設備投資を行う事業者を対象に投資を誘発させるためのインセンティブを与えることが必要であることから、これを実現する施策として、当該措置が妥当なものである。</p> <p>離島振興策の他の支援措置としては、公共事業の一括計上や非公共事業等を行っているが、これらは行政に対する支援であり、直接民間需要を喚起、雇用を創出する本特例措置との明確な役割分担はなされている。</p> <p>また、特例措置の対象を全業種としているものでなく、離島振興に特に重要な業種を対象としており、必要最小限の特例措置である。</p>													
こ れ ま で の 租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項	租税特別措置の適用実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>件数</th> <th>減収額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・H19</td> <td>1件</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td>・H20</td> <td>1件</td> <td>4百万円</td> </tr> <tr> <td>・H21</td> <td>2件</td> <td>19百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※法人税の実績を含む</p>		件数	減収額	・H19	1件	1百万円	・H20	1件	4百万円	・H21	2件	19百万円
		件数	減収額											
	・H19	1件	1百万円											
・H20	1件	4百万円												
・H21	2件	19百万円												
租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	<p>離島地域は、他の条件不利地域の中でも特に海で隔絶された地域であり、他地域よりも大きなハンディキャップを背負っていることから、もともと企業立地のポテンシャルが低く、多くの実績が見込める地域ではない中で、当該措置の適用は数件程度の安定した実績がある。</p> <p>特に一昨年以來、原油高騰の影響を直接的に大きく受けているところであり、新規の設備投資を行うことができず、多くの企業では人件費等の経費削減をせざるを得ない状況下であっても、ここ数年の当該措置の適用件数は毎年2件程度と安定しており、企業誘致効果の高い制度となっている。</p> <p>また、適用された案件については、特別償却を適用した企業が地元の特産物等を原料に加工工場等を新設し、直接雇用創出につながるなど、当該措置により離島地域の産業の活性化や、他の地域との交流の活発化が図られている。</p>													
前回要望時の達成目標	<p>製造業、旅館業及び農林水産物等販売業の誘致の促進、規模拡大により、雇用の創出、UJIターン者及び交流人口の増加を図り、地域特性を活かした産業の振興、豊かで活力ある地域社会の形成を推進し、これまでの離島地域の人口減少傾向を改善する。</p> <p>離島地域の総人口 H16：452千人 → H23：402千人</p>													

	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>離島地域の人口達成目標値は平成 23 年度であるが、平成 19 年度において、平成 19 年度実績値と、平成 23 年度目標値と同じ考え方で仮に推定した平成 19 年度目標値を比較すると、離島地域の人口の実績値は、推定した目標値とほぼ同様となっており、当該措置は離島地域の人口減少の底支えに寄与している。</p> <p>離島地域は、海で隔絶されているために交通、土地等の制約により他の条件不利地域と比較して条件が不利な中でも、これまで民間投資等による各種産業の再生や雇用の創出が行われている他、離島の特性を活かした取組により、都市との交流が盛んに行われている（交流人口の増加）。また、離島における地方公共団体の財政力も向上している（財政力指数の増加）。</p> <p>しかしながら、離島地域は、高齢者の割合が増加していることに加え、経済の長引く低迷や近年の燃油高騰などにより、産業をとりまく状況が依然厳しく、停滞している状況にある（高齢者比率の増加、一人当たり平均課税所得の減少）。</p> <p>以上のように、全体としては、離島の産業をとりまく環境は依然として厳しい状況にあることから、離島振興法の趣旨を踏まえ、今後も引き続き離島地域の活性化や地域の特性を生かした産業の育成を図る必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交流人口（観光客数） 10,274 千人(H16) → 10,429 千人(H18) ・ 財政力指数※ 0.20(H16) → 0.25(H20) ・ 高齢者比率 29.4%(H12) → 32.8%(H17) ・ 一人当たり平均課税所得※ 3,001 千円(H16) → 2,715 千円(H19) (伸率 全国 0.98 離島 0.94) <p>※ すべての地域が離島である市町村について算出</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>平成 5 年度 製造業及び旅館業について要望（製造業のみ○）</p> <p>平成 7 年度 適用期限の 2 年延長</p> <p>平成 9 年度 適用期限の 2 年延長 拡充（過疎に類する地区における旅館業を追加）</p> <p>平成 11 年度 適用期限の 2 年延長</p> <p>平成 13 年度 適用期限の 2 年延長 拡充（過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加）</p> <p>平成 15 年度 適用期限の 2 年延長 拡充（農林水産物等販売業を追加） 除外（ソフトウェア業を除外）</p> <p>平成 17 年度 適用期限の 2 年延長</p> <p>平成 19 年度 適用期限の 2 年延長 拡充（取得価額要件を 2,500 万円超から 2,000 万円超に引下げ）</p> <p>平成 21 年度 適用期限の 2 年延長</p>

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（国土交通省）

制 度 名	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る特別償却制度の拡充・延長				
税 目	法人税				
要 望 の 内 容	<p>離島振興対策実施地域における、製造業、農林水産物等販売業及び旅館業の用に供する設備に係る特別償却制度を拡充の上、2年間延長する。 延長：・機械・装置 10/100(旅館業を除く)、建物・附属設備 6/100 拡充：・対象業種に情報サービス業等を追加 （情報サービス業等：有線放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、コールセンター） ・旅館業に係る過疎地域に類する地区の要件を廃止 （現行で過疎地域に類する地区の要件があるのは旅館業のみ）</p> <p>租税特別措置法第 45 条第 1 項の表の第 1 号ハ、第 68 条の 27、同法施行令第 28 条の 9、第 39 条の 56</p> <table border="1" data-bbox="874 840 1484 936"> <tr> <td data-bbox="874 840 1220 936">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1220 840 1484 936">▲2.8 百万円 （▲900 百万円の内数）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲2.8 百万円 （▲900 百万円の内数）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲2.8 百万円 （▲900 百万円の内数）				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 離島の振興は、離島振興法において、基礎条件の改善や産業振興等がその目的とされている他、海洋基本法においても、離島の保全が位置づけられ、海洋基本計画においては「地域における創意工夫をいかした定住・雇用促進等の施策を推進する必要がある。」と規定されている。一方で、離島は、定住人口の減少や高齢化の進行が著しく、離島の基幹産業である公共事業、農林水産業は低迷し、産業再生や雇用の確保が喫緊の課題となっている。 このため、離島において、地域の特性を生かした産業の育成を図り、地域の雇用創出を図るため、特別償却制度の拡充・延長を要望するものである。</p> <p>(2) 施策の必要性 離島は、我が国領域の最先端に位置して国境線を形成し、国土の約 12 倍、世界第 6 位となる広大な領域、排他的経済水域等の確保に寄与しており、離島に住民が居住し経済活動を行っていることにより、国境の管理という国家的役割をより一層効果的に果たしていくことが可能となる。 一方、このような離島の主な産業である農林水産業や建設業は低迷しており、他の産業についても、海による本土との隔絶性など他の地域にはない条件不利性から、一般的に地域間競争力が不利に働き、新たな産業が進展しにくい状況にある。また、これらのことから、雇用の確保・新たな雇用の創出が極めて厳しいものとなっている。 これらのことから、厳しい条件下にある中、離島地域の特性を最大限活かし、離島の産業の競争力を強化、雇用機会の確保、交流人口の拡大を図り、離島に将来にわたり安心・安全した暮らしに資するよう、現行の特別償却制度について、情報サービス業等の追加、旅館業に係る過疎地域に類する地区の廃止の拡充を行うとともに、延長する必要がある。</p>				

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> 離島振興法第19条「租税特別措置法の定めるところにより、離島振興対策実施地域の振興に必要な措置を講ずるものとする」 政策評価体系 <p>政策目標：10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備</p> <p>施策目標：42 離島等の振興を図る</p>
		政策の達成目標	<p>本土に比べて高い物価価格差の是正を行い、離島の活力を取り戻し、離島住民の生活の安定化を図ることにより、離島振興対策実施地域の人口減少傾向を改善する。</p> <p>離島振興対策実施地域の人口 H16:452千人→H23目標値:402千人 (H24目標値:395千人)※</p> <p>※()は、H23目標値と同様の考え方でH24目標値を推定した場合の値</p>
		租税特別措置の適用又は延長期間	平成23年4月1日から平成25年3月31日までの2年間
		同上の期間中の達成目標	<p>(2年延長を要望)</p> <p>本土に比べて高い物価価格差の是正を行い、離島の活力を取り戻し、離島住民の生活の安定化を図ることにより、離島振興対策実施地域の人口減少傾向を改善する。</p> <p>離島振興対策実施地域の人口 H16:452千人→H23目標値:402千人 (H24目標値:395千人)※</p> <p>※()は、H23目標値と同様の考え方でH24目標値を推定した場合の値</p>
		政策目標の達成状況	<p>これまでの当該措置等により、当初離島振興対策実施地域の人口をH19時点で430千人に抑制するとしていたところ、結果として436千人に抑制できた。</p> <p>以上のように、当該措置は離島地域の人口減少の底支えに寄与していると考えられる。</p> <p>このため、平成23年度の政策目標の達成のためには、引き続き当該措置が必要であると考ええる。</p> <p>離島振興対策地域の総人口 H16実績値:452千人 → H19実績値:436千人 (H19目標値:430千人)※</p> <p>※()は、H23目標値と同様の考え方で推定した場合の値</p>
		要望の措置の適用見込み	<p>適用見込み件数</p> <ul style="list-style-type: none"> H23 5件 H24 5件 <p>※所得税の分を含む</p>
有効性	有効性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>当該措置は、離島振興に必要な、離島地域全体の製造業、農林水産販売業、旅館業及び情報サービス業等を対象としているものであり、特定の者に偏っているものではない。</p> <p>特別償却を適用した企業によると、設備投資に当たって、携帯電話の部品製造のための工場を増設した結果、約80人の雇用が創出された事例もある。また、毎年政策チェックアップを行っており、政策評価目標についても、平成19年度実績からは当該措置が離島地域の人口減少の底支えに寄与していると考えられる。</p> <p>また、特に今回の拡充要求のうち情報サービス業等については、コールセンターをはじめとして、多くの雇用が発生すると見込まれ、地域の雇用や産業に与える影響は大きく、離島においても、そのニーズは高く、拡充の効果は大きいと考えられる。</p> <p>よって、当該措置は、企業の進出等において不利な条件を抱える離島地域への民間企業の立地等の促進に向けた有効かつ妥当な手段である。</p>

相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ・特別償却（所得税）（租税特別措置法第12条第1項の表の第1号ハ、同法施行令第6条の3） ・買換特例（所得税、法人税）（租税特別措置法第37条第1項の表の第9号、同法第37条の4、同法第65条の7第1項の表の第9号、同法第65条の9、同法施行令第25条第12項第2号二、同法施行令第39条の7第6項第2号二） 												
	予算上の措置等の要求内容及び金額	公共事業予算の一括計上 57,630 百万円 離島体験滞在交流促進事業、離島振興対策調査費等 238 百万円 （平成22年度当初、国費）												
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	離島振興に係る予算上の措置は、国、地方公共団体等が水産基盤、道路などの社会基盤を整備する公共事業や地域間交流の促進、人材育成等を支援する事業を行うものである。それに対して、税制特例は法人・個人を対象に、各種産業活動を活性化させるための優遇措置を設けるものである。 よって、予算上の措置等とは性格が異なり、それを代替するものではなく、税制特例と公共事業等の予算上の措置が、離島振興法の下で総合的に補完し合いながら、離島地域の活性化を図るものである。												
	要望の措置の妥当性	海で隔絶されているために交通、土地等の制約により他の条件不利地域の中でもさらに不利な状況下の離島において、各種産業活動を活性化させるため、法人や個人の設備投資を行う事業者を対象に投資を誘発させるためのインセンティブを与えることが必要であることから、これを実現する施策として、当該措置が妥当なものである。 離島振興策の他の支援措置としては、公共事業の一括計上や非公共事業等を行っているが、これらは行政に対する支援であり、直接民間需要を喚起、雇用を創出する本特例措置との明確な役割分担はなされている。 また、特例措置の対象を全業種としているものでなく、離島振興に特に重要な業種を対象としており、必要最小限の特例措置である。												
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>件数</th> <th>減収額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・H19</td> <td>1件</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td>・H20</td> <td>1件</td> <td>4百万円</td> </tr> <tr> <td>・H21</td> <td>2件</td> <td>19百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※所得税の実績を含む</p>		件数	減収額	・H19	1件	1百万円	・H20	1件	4百万円	・H21	2件	19百万円
		件数	減収額											
	・H19	1件	1百万円											
・H20	1件	4百万円												
・H21	2件	19百万円												
租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	離島地域は、他の条件不利地域の中でも特に海で隔絶された地域であり、他地域よりも大きなハンディキャップを背負っていることから、もともと企業立地のポテンシャルが低く、多くの実績が見込める地域ではない中で、当該措置の適用は数件程度の安定した実績がある。 特に一昨年以來、原油高騰の影響を直接的に大きく受けているところであり、新規の設備投資を行うことができず、多くの企業では人件費等の経費削減をせざるを得ない状況下であっても、ここ数年の当該措置の適用件数は毎年2件程度と安定しており、企業誘致効果の高い制度となっている。 また、適用された案件については、特別償却を適用した企業が地元の特産物等を原料に加工工場等を新設し、直接雇用創出につながるなど、当該措置により離島地域の産業の活性化や、他の地域との交流の活発化が図られている。													
前回要望時の達成目標	製造業、旅館業及び農林水産物等販売業の誘致の促進、規模拡大により、雇用の創出、UJ1ターナー者及び交流人口の増加を図り、地域特性を活かした産業の振興、豊かで活力ある地域社会の形成を推進し、これまでの離島地域の人口減少傾向を改善する。 離島地域の総人口 H16：452千人 → H23：402千人													

	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>離島地域の人口達成目標値は平成 23 年度であるが、平成 19 年度において、平成 19 年度実績値と、平成 23 年度目標値と同じ考え方で仮に推定した平成 19 年度目標値を比較すると、離島地域の人口の実績値は、推定した目標値とほぼ同様となっており、当該措置は離島地域の人口減少の底支えに寄与している。</p> <p>離島地域は、海で隔絶されているために交通、土地等の制約により他の条件不利地域と比較して条件が不利な中でも、これまで民間投資等による各種産業の再生や雇用の創出が行われている他、離島の特性を活かした取組により、都市との交流が盛んに行われている（交流人口の増加）。また、離島における地方公共団体の財政力も向上している（財政力指数の増加）。</p> <p>しかしながら、離島地域は、高齢者の割合が増加していることに加え、経済の長引く低迷や近年の燃油高騰などにより、産業をとりまく状況が依然厳しく、停滞している状況にある（高齢者比率の増加、一人当たり平均課税所得の減少）。</p> <p>以上のように、全体としては、離島の産業をとりまく環境は依然として厳しい状況にあることから、離島振興法の趣旨を踏まえ、今後も引き続き離島地域の活性化や地域の特性を生かした産業の育成を図る必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交流人口（観光客数） 10,274 千人(H16) → 10,429 千人(H18) ・ 財政力指数※ 0.20(H16) → 0.25(H20) ・ 高齢者比率 29.4%(H12) → 32.8%(H17) ・ 一人当たり平均課税所得※ 3,001 千円(H16) → 2,715 千円(H19) (伸率 全国 0.98 離島 0.94) <p>※ すべての地域が離島である市町村について算出</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>平成 5 年度 製造業及び旅館業について要望（製造業のみ○）</p> <p>平成 7 年度 適用期限の 2 年延長</p> <p>平成 9 年度 適用期限の 2 年延長 拡充（過疎に類する地区における旅館業を追加）</p> <p>平成 11 年度 適用期限の 2 年延長</p> <p>平成 13 年度 適用期限の 2 年延長 拡充（過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加）</p> <p>平成 15 年度 適用期限の 2 年延長 拡充（農林水産物等販売業を追加） 除外（ソフトウェア業を除外）</p> <p>平成 17 年度 適用期限の 2 年延長</p> <p>平成 19 年度 適用期限の 2 年延長 拡充（取得価額要件を 2,500 万円超から 2,000 万円超に引下げ）</p> <p>平成 21 年度 適用期限の 2 年延長</p>